平成23年度税制改正に関する意見

平成22年7月 社団法人 日本鉄鋼連盟 会長 林田 英治

平成23年度税制改正に関する意見

わが国の経済情勢をみると、世界同時不況の影響の最悪期を脱し、アジア向けを中心とした輸出の伸張や政策効果等により緩やかな回復過程を辿っているものの、自立性は弱く、雇用情勢の厳しさは依然、継続している。

わが国経済の持続的成長を支えてきた製造業は、経済のグローバル化が進展する中、厳しい国際競争にさらされている。国内における生産活動を積極的に後押しするとともに、国際競争市場におけるイコールフッティングの観点から、税制面の基盤整備が喫緊の課題である。経済成長の源泉である企業活動を支え、わが国が将来にわたり研究・製品開発拠点、高度な部材・製品製造拠点として存続するためにも早急な対応が不可避となっている。

一方、わが国財政は国・地方合わせた長期債務残高がGDP比 180%に達し、主要先進国中最悪の水準であるなど、極めて深刻な状況にある。景気悪化により税収が減少するなか、高齢化による社会保障費の自然増から歳出は膨張しており、財政の健全化は焦眉の課題となっている。財政再建に向けた歳入歳出一体改革として、活力ある安心で持続可能な経済社会の実現のため、歳出の果断な削減と合わせ、安定財源である消費税の拡充を含めた税制抜本改革が明確なスケジュールに基づき、着実に実行されることが望まれる。

こうした観点を踏まえ、平成 23 年度の税制改正においては、経済活性化の原動力となる企業活力の強化に資する以下の事項を要望するものである。

<重点要望事項>

法人実効税率の引下げ

鉄鋼業では世界的な再編が急激に進んだ結果、欧州では、わが国の粗鋼生産量に匹敵 する生産能力を有する超巨大鉄鋼企業が現出したのを始め、中国でも再編が活発化し、超 大型鉄鋼企業が数社現われるなど、国際競争は一段と激化している。

こうした状況下、諸外国においては法人実効税率の引下げを行い自国の競争力を高めているのに対して、わが国の法人実効税率は約 40%と世界で最も高い水準に止まり、鉄鋼をはじめとするわが国企業にとって極めて不利な状況となっており、国際競争力の観点から看過しがたい格差が生じている。

法人実効税率については、経済活性化や雇用水準の確保といった観点からも競争企業の成長著しい近隣アジア諸国の水準(20%台)も踏まえ、第一歩として欧州並みの 30%を目途とした引下げを早急に実施すべきである。

地球温暖化対策税の導入反対

わが国鉄鋼業界では、オイルショック以降、徹底的な省エネ対策を強力に推進し、更に近年では、自主行動計画を策定し、京都議定書の目標達成に向け、更なる省エネ努力を実施している。

この結果、日本鉄鋼業のエネルギー効率は世界最高水準にあり、既存技術による削減余地は極めて小さいことから、今後の削減のためには、最先端技術の最大導入と革新的な技術開発を行う必要がある。

一方、鉄鋼業はエネルギー多消費型産業であることから、地球温暖化対策等による負担は極めて大きい。既にわが国全体で、4.6 兆円を超えるエネルギー関連税が存在しているなかで、地球温暖化対策税を導入しても、更なる負担増となり、国内での事業継続が危ぶまれるのみならず、高機能鋼材を共同開発している多くの需要家産業の国際競争力や雇用にも甚大な影響を与えるばかりか、炭素リーケージにより地球温暖化対策に逆行するものであり、断固反対する。

また、そもそも温暖化対策として議論中の地球温暖化対策税、再生エネルギー全量買取制度、国内排出量取引制度は、各制度の削減効果をバラバラに論じるのではなく、国民生活や産業に与える影響を全体として捉え、地球温暖化対策全体の中で、それぞれの位置付けを明確にした上で、検討を進める必要がある。こうした検討もなく、使途も不明確なままの地球温暖化対策税の導入は、財源のための増税に他ならず、産業界はもとより、国民の理解・納得を得られるものではない。

鉄鋼業については、3つのエコ(2020年に向けて、世界最高水準のエネルギー効率の更なる向上(エコプロセス)を図るとともに、環境省エネ技術の海外鉄鋼業への移転(エコソリューション)や、製造業との間の密接な産業連携による高機能鋼材の開発(エコプロダクト))と革新的な技術開発で地球温暖化対策に貢献している実態を十二分に踏まえ、国際競争力が損なわれることがないようにすることが不可欠である。

石油石炭税における「鉄鋼・コークスの製造に使用する石炭」の恒久免税化

鉄鋼の製造に使用する石炭については、他の原料による代替が困難な上、諸外国でも鉄鋼製造用の原料炭に課税する例はない。

厳しい国際競争に晒されているわが国鉄鋼企業にとって、所得課税・資産課税での極めて不利な現況に加え、さらに鉄鋼製造用の石炭に課税となれば、日本鉄鋼業のみならず、高機能鋼材を共同開発している多くの製造業の国際競争力や雇用にも大きな影響を与え、加えて炭素リーケージにより地球全体では排出増となり、地球規模での温暖化防止にも逆行することになることから、諸外国と同様、恒久的な免税措置が必要である。

また、コークスの製造に使用する石炭についても、他の原料による代替が困難な上、諸外国でもコークス製造用の原料炭に課税する例はない。仮に、コークス製造用原料炭が課税されれば、コークス製造業者は、最大ユーザーである国内鉄鋼会社に課税による経費上昇分を転嫁せざるを得ず、これにより鉄鋼製造用の石炭に課税するのと同じことになる。従っ

て、諸外国と同様、恒久的な免税措置が必要である。

償却資産に対する固定資産税課税の縮減・廃止

償却資産を課税客体とするケースは国際的に見て極めて例外的であり、グローバル市場で過酷な競争に晒されている企業にとって、海外企業とのイコールフッティングの観点から大きな問題を有している。また、地方自治体の行政サービスにおいて、社会保障関係費の割合が非常に高まっているなかで応益と税負担の関係、設備により生み出されるフロー所得との二重課税の問題、さらには課税が特定の設備型産業に偏重するといった税の公平性の観点等からみても、償却資産に対する固定資産課税は問題があり、縮減・廃止を図るべきである。

なお、地方の税財政を取り巻く諸事情により速やかな撤廃が困難な場合は、少なくとも、 国税における減価償却制度の取り扱いに合わせ、評価額の最低限度額5%について即時 廃止すべきである。

<その他の要望事項>

研究開発促進税制の拡充・恒久化

研究開発促進税制は、わが国経済成長の礎となる企業の競争力を維持・強化し、更には わが国が科学技術立国として中長期的に成長を続けるための根幹をなす税制である。経済 のグローバル化の進展により、国際競争が激化する中で、新製品開発・新技術開発に資す る研究開発投資を一層強化していくことが必須となっているので、税額控除率の引上げ等 の拡充を図り、恒久化すべきである。

企業年金税制における特別法人税の撤廃

少子高齢化が急速に進展するなかで、公的年金の給付水準は低下していく傾向にある。 公的年金制度を補完するものとして、自助努力に基づく企業年金制度の役割の重要性が 益々高まっている。年金制度を通じた老後の所得保障の充実を図るため、企業年金制度に 対する税制面での適正な措置が図られるべきである。

また、年金税制の基本原則は拠出時・運用時非課税、給付時課税である。年金資産に対して課税する特別法人税は、平成 11 年度から適用が停止されていることから、速やかに撤廃すべきである。

欠損金の繰戻還付不適用措置の撤廃

欠損金の繰戻し還付制度については、主に財政上の理由により、平成4年度改正以降、 臨時的措置として適用が停止されている。本制度は、欠損金の繰越し控除制度を補完する ための本法上の措置であり、繰戻し還付の適用を一般的な制度として速やかに復活させる べきである。

国際課税制度の更なる改善

・ 移転価格税制における二重課税排除の徹底

移転価格税制については、平成 22 年度改正において価格算定文書の明確化が図られる等、実態を踏まえた制度運用と事務運営要領の整備が図られてきているが、企業にとって予期せぬ二重課税負担が生じないよう、事前確認制度や相互協議の迅速化についてなお一層の取り組みが必要である。併せて、国外関連者の要件については、実質的な支配力の観点から、株式保有比率 50%以上から 50%超に見直す必要がある。

・ 直接外国税額控除制度における控除限度超過額の繰越期間延長等

平成 21 年度改正で、持分 25%以上の海外子会社からの配当については、益金不算入制度が整備されたが、その対象外となる事業所得等に係る直接外国税額控除について、控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間の延長(現行3年 7年)や、控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった分についての損金算入を認める等の改善を図るべきである。

受取配当の全額益金不算入の徹底

わが国法人税制においては、法人が受け取る配当について、持分の割合等によって益金不算入割合が制限され、また受取配当から負債利子が控除される等、諸外国に比べ二重課税排除の仕組みが歪められている。わが国企業が競争力強化に向けた事業再編に取り組むなか、法人間の配当課税については、課税済み所得の分配に対する課税であり、二重課税排除の観点から全額益金不算入の原則を徹底するよう速やかに見直すべきである。

特定の事業用資産の買換え特例(17号買換え)の恒久化

特定資産の買換え特例制度は、企業が事業再構築を図り、戦略的投資を実施する際に、それを支援する制度としてこれまで多くの企業で活用されてきた。企業がゴーイングコンサーンとして事業環境の変化に対応し継続的に事業を行う上で、資産の取得、譲渡は一定の期間で繰り返されるものであり、資産の有効活用に資する本措置の継続は必要不可欠である。なかでも「17 号買換え」は、大企業、中小企業を問わず広範に利用されている制度であり、同措置を恒久化すべきである。

銑鉄製造用溶鉱炉、熱風炉に係る特別修繕準備金の存続

特別修繕準備金制度は、法人税の課税所得を合理的に計算するために設けられた制度であり、税負担の均衡の面からも、また正確な期間損益計算の立場からも合理的な制度となっている。高炉は高温・高圧を保ったまま、年単位で連続操業しなければならないという性格上、その機能を維持・保全するための修繕は周期的かつ大規模にならざるを得ない。そのため、修繕費も当然、利益に比して巨額となることから企業経営の安定化のためにも有用な制度となっており、存続が必要である。

- ・「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に係る税制措置の適用期限 の延長
 - (事業革新設備等の特別償却、資源生産性革新設備等の初年度即時償却、不動産取得税の軽減)
- ・エネルギー需給構造改革投資促進税制における初年度即時償却の延長
- ・企業年金税制における確定拠出年金の拠出限度額の撤廃
- ・地方自治体の独自課税の過度な法人依存の見直し
- ・非住宅用地の固定資産税負担の適正化・均衡化
- ·合同会社に対する構成員(パススルー)課税の導入
- ·企業実務に配慮した税制の整備(会計基準改定に伴う税制対応)
- ・税務執行体制の整備(納税者番号制度の導入)

以上